

大町市スポーツ協会加盟団体規程

(総則)

第1条 本会は、会則第4条の規程に基づき加盟団体に関し必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、本会会則第3条に掲げる団体という。

(種目別競技団体)

第3条 加盟種目別競技団体は、それぞれの競技団体を統轄した組織でなければならない。

(新規加盟)

第4条 本会会則第4条の定めにより新たに加盟しようとする団体は、次の書類を提出し評議員会で出席評議員の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

(理事及び評議員の選出)

第5条 新たに加盟しようとする団体が加盟の承認を得たときは、本会会則10条及び第11条により理事1名、評議員2名を選出し、本会会長あて届け出をしなければならない。

(加盟団体の脱退)

第6条 本会を脱退しようとする団体は、次の書類を提出し、評議員会で出席評議員の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
- (2) 脱退理由書

2 加盟団体が本会加盟団体として不相当と認められたときは、評議委員会で出席評議員の過半数の同意を得て脱退させることができる。

(分担金の納入)

第7条 加盟団体は、本会会則第21条による分担金を毎年5月末日までに納入しなければならない。

(脱退団体の分担金)

第8条 加盟団体が脱退、又は脱退させられた場合、既に納付した分担金は返還しない。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

規程改正経過

昭和61年	4月	1日	制 定
令和 5年	4月	25日	一部改正